

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
11月16日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....一
  - 道路の供用の開始(道路整備課).....二
- 公告
  - 准看護師試験の実施(医療政策課).....二
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....二
  - 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課).....三
  - 公共測量の実施(二件)(監理課).....六
  - 契約の締結(物品管理課).....七
- 選管告示
  - 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....七
  - 不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正(三件).....七



### 山口県告示第三百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十一月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業 の種類	廃止年月日
社会福祉法人 平生町社会福 祉協議会	熊毛郡平生町 大字平生村六 一八の二	介護予防事業 種類	平成二六、 三、三二
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業 の種類	廃止年月日
社会福祉法人 平生町社会福 祉協議会	熊毛郡平生町 大字平生村六 一八の二	介護予防事業 種類	平成二八、 三、三一
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

### 山口県告示第三百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成三十年十一月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類	路線名
〃	美祢菊川線

道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧	最狭 最広	最狭 最広		
二五・〇〇	二五・八	二五・〇〇	二五・八	一六二・〇	
二五・〇〇	二五・八	二五・〇〇	二五・八	一六二・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 美祿菊川線	下関市菊川町大字下岡枝字大町四〇三の五地先から 同市菊川町大字上岡枝字勘定七七〇の四地先まで	平成三十年十一月十七日



(二六一) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

平成三十年十一月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

平成三十一年二月八日（金曜日）午後一時から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地  
山口県セミナーパーク

三 受験資格

法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書の受付期間

平成三十一年一月四日（金曜日）から同月十一日（金曜日）まで（郵送の場合は、一月十一日までの消印のあるものは、有効とする。）

五 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）  
山口県健康福祉部医療政策課

六 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 受験資格証明書

(三) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。）

七 受験手数料

六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成三十一年三月八日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医療政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医療政策課にすること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医療政策課（電話〇八三―一九三三―二九二八）にすること。

(二六二) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により、平成三十年七月三日山口県公告（一四七）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市

から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十一月十六日から同年十二月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十一月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 平田ショッピングセンター

所在地 岩国市南岩国町二丁目七六番二七号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二六三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年七月六日山口県公告(一五〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十一月十六日から同年十二月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十一月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラッグコスモス川手店

所在地 周南市川手二丁目七〇八

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

(二六四) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号。以下「法」という。)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成三十年十一月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

(四) その他の方針

国の基本計画により決定されたくるまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量等については、九から十三までに定める。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る管理の対象となる期間及び知事管理量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁

場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。  
過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる第一種特定海洋生物資源に係る知事管理量については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要があるのである。

区分	採捕の種類	期間		知事管理量
		平成二十九年一月から同年十二月まで	平成三十年一月から同年十二月まで	
まあじ	中型まき網漁業 小型まき網漁業 敷網漁業	平成二十九年一月から同年十二月まで	平成三十年一月から同年十二月まで	四、〇〇〇トン
まいわし		平成三十年一月から同年十二月まで	平成三十年七月から平成三十年六月まで	若干
まさば及びいまわし		平成三十年七月から平成三十一年六月まで		若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る採捕の種類別の数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。  
過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる漁業に係る採捕の種類別の数量については「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業に係る採捕の種類別の数量については明示しない。

区分	採捕の種類	数量	
		平成二十九年	平成三十年
まあじ	中型まき網漁業 小型まき網漁業 敷網漁業	三、二〇〇トン	三、二〇〇トン
〃	敷網漁業	若干	若干
〃	すくい網漁業	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びいまわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)

〃	定置漁業権に基づく定置漁業(以下「大型定置漁業」という。)	若干	若干
---	-------------------------------	----	----

さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海					
		平成二十九年九月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七	平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五	平成三十年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
まごがれ	小型機船底びき網漁業(手續第二種漁業及びび手繰第二種漁業に限る。)	周防灘					
		平成三十年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五	平成二十九年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五	平成三十年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項  
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりである。

さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘		周防灘	
		平成三十年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七	平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
まごがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘		周防灘	
		平成三十年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五	平成二十九年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項  
 瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。  
 八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項  
 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を進める。  
 九 くらまぐろの保存及び管理に関する方針  
 本県においてくらまぐろは、主としてひき縄つり漁業、一本つり漁業及び定置漁業により漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。  
 くらまぐろの保存及び管理を通じて安定的かつ持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じる。

知事管理量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等に対し指導又は採捕の数量の公表等の措置を講じるため、くらまぐろの採捕の実績の的確な把握に努める。併せて、採捕の数量が本県の知事管理量を超えるおそれがある場合は、その旨を直ちに公表するとともに早期是正措置(法第九条第二項の助言、指導又は勧告をいう。以下同じ。)を講じる。  
 知事管理量の適切な管理を行うためには、くらまぐろの分布、回遊状況、くらまぐろを取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び科学的知見が必要であり、当該データの蓄積及び当該知見の進展を図るため、山口県水産研究センターを中心とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。  
 知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者等による自主的な漁獲管理の取組を推進する。  
 十 くらまぐろの区分ごとの知事管理量に関する事項  
 くらまぐろの区分ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

区分	期	間	知事管理量
三十キログラム未満のくらまぐろ(以下「小型魚」という。)	平成三十年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで		八〇・八トン(うち八・一トンを留保する。)

三十キログラム以上のくろまぐろ(以下「大型魚」という。)

平成三十年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで

四・八トン

十一 くらまぐろの知事管理量に係る採捕の種類別の数量に関する事項  
 小型魚の採捕の種類別の数量は、次のとおりである。大型魚の採捕の種類別の数量は、定めない。

採捕の種類	数量
定置漁業	一一・三トン
定置漁業以外の漁業	六〇・四トン

十二 くらまぐろの知事管理量に關し実施すべき施策に關する事項  
 知事管理量及び採捕の種類別の数量を遵守するため、次のとおり管理措置を講じらる。

(一) 採捕の数量の報告等  
 県内の漁業協同組合(内水面漁業協同組合を除く。以下「県内海面漁協」という。)は、くらまぐろの採捕を行ったときは、当該採捕の数量を別に定める方法により報告する。

(二) 採捕の数量の公表  
 本県は、当該採捕の数量の集計結果を県内海面漁協に通知する。  
 採捕の数量が、知事管理量(小型魚にあつては、留保する数量を除く。以下同じ。)又は採捕の種類別の数量の七割を超え、又は超えるおそれがある時点で、当該採捕の数量を公表する。

(三) 早期是正措置  
 採捕の数量の公表後速やかに、早期是正措置を講じる。  
 1 小型魚の採捕の数量が定置漁業に係る採捕の種類別の数量に占める次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める生存個体の放流等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
  - (2) 八割 指導
  - (3) 九割五分 勧告
- 2 小型魚の採捕の数量が定置漁業以外の漁業に係る採捕の種類別の数量に占める

次の(1)から(3)までに掲げる割合を超えるおそれがある場合において、定置漁業以外の漁業を営む者に対し、当該割合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める採捕日数の削減等に係る措置を講じる。

- (1) 七割 助言
- (2) 八割 指導
- (3) 九割五分 勧告

3 大型魚の採捕の数量が知事管理量の七割を超えるおそれがある場合において、定置漁業を営む者に対し、生存個体の放流等に係る勧告をする。  
 4 大型魚の採捕の数量が知事管理量の七割を超えるおそれがある場合において、定置漁業以外の漁業を営む者に対し、採捕日数の削減等に係る勧告をする。  
 (四) 遊漁者及び遊漁船業者に対する指導等

県内の漁業者に対して管理の取組を指導した場合は、県内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うとともに、国に対し当該指導の内容を速やかに報告する。  
 国と協力し、釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じて、くらまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行う。

十三 くらまぐろの採捕の停止命令  
 (一) 知事管理量について、本県の採捕の数量が、小型魚にあつては九割五分、大型魚にあつては九割を超えるときは、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令を行う。  
 (二) 本県の採捕の数量が、採捕の種類別の数量の九割五分を超えるときは、法第十条第二項の規定に基づく採捕の停止命令を行う。

(二六五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十年十一月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類  
 公共測量(道路台帳図データ作成)
- 二 作業の地域

周南市日地町、政所四丁目、大字栗屋、大字下上、大字上村、大字須々万本郷、大

宇徳山及び大字湯野

三 作業の期間

平成三十年十月十一日から平成三十一年二月二十八日まで

(二六六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十年十一月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

山口市小郡下郷

三 作業の期間

平成三十年十一月一日から平成三十一年二月二十八日まで

(二六七) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成三十年十一月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬(イナビル吸入粉末剤20mg) 二万五千六百箱

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年十月二十三日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

第一三共株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目五番一号  
六 契約金額  
四千三百五十一万七千九百五十二円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政



山口県選挙管理委員会告示第九十号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

「熊毛郡平生町大字佐賀二の七七」を「熊毛郡平生町大字佐賀一〇〇〇二の七七」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第九十一号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成六年山口県選挙管理委員会告示第三十九号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

「熊毛郡平生町大字曾根一二六の二」を「熊毛郡平生町大字曾根一〇一二六の二」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第九十二号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成九年山口県選挙管理委員会

告示第四十八号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

「熊毛郡平生町大字曾根一二六の二」を「熊毛郡平生町大字曾根一〇二二六の二」に改める。

**山口県選挙管理委員会告示第九十三号**

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成二十六年山口県選挙管理委員会告示第六十六号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

「熊毛郡平生町大字曾根一二六の二」を「熊毛郡平生町大字曾根一〇二二六の二」に改める。